

## 昭和三十四年法律第九十一号

北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措

(目的)

第一条 この法律は、北海道の区域内の寒冷がなはだしい特定の畑作地域を寒冷地畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で営農改善計画をたてこれに基きその営農の改善を図るうとするものに、農林漁業金融公庫が必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

## (寒冷地畑作振興地域の指定)

第二条 農林水産大臣は、北海道の区域内の寒冷がなはだしい畑作地域（その地域内の農業者の全部又は大部分が主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行つてゐる地域をいう。）で政令で定める基準に適合するものを、北海道知事からの申請に基き、気象条件その他の自然的経済的条件の類似するものごとに、寒冷地畑作振興地域として指定する。

第三条 前項の規定による寒冷地畑作振興地域の指定は、告示をもつてしなければならない。（貸付け）

第四条 前条に規定する者に対し同条に規定する資金（以下「営農改善資金」という。）の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は年五分（据置期間中は、年四分五厘）以内、その償還期間（据置期間を含む。）は二十五年以内、その据置期間は八年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとする。（貸付金額等の決定）

第五条 公庫は、第三条に規定する者に対し営農改善資金の貸付を行う場合には、貸付の申込を（

した者につき、次条第一項の認定に係る営農改善計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(貸付資格の認定)

第六条 営農改善資金の貸付を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続により、営農改善計画を作成し、これを申請書に添え、北海道知事に提出して、当該貸付を受けることが適当である旨の北海道知事の認定を受けなければならぬ。

記載しなければならない。

## 一 農業経営の状況

## 二 資産及び負債の状況

## 三 収入及び支出の状況

## 四 当該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件

## 五 営農改善資金の額並びにその貸付を受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画に応ずる農業経営の確立を図るために必要な改善措置

## 六 第四号の改善措置に必要な資金で営農改善資金以外のものの額及び調達方法

## 七 その他農林水産省令で定める事項

## 八 第一項の認定の申請は、昭和六十三年三月三十一日までにするものとする。

## 九 第七条 北海道知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

## 一 営農改善計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が当該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に応ずる農業経営の確立を図るために必要かつ適當なものであることを認定するためには、當農改計画が適正に作成され、かつ、申請者が當農改計画を達成するためには、當農改計画が適切な方法がないこと。

## 二 営農改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

## 三 申請者が當農改計画を達成するために適當な方法がないこと。

## 四 国は、第六条第一項の規定による認定を受けた當農改計画の達成を図るために、當農改計画に基く家畜の導入について、國が所有する家畜の貸付その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又は、その達成につけ必要な指導をするものとする。

（指導等）

北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成又は、その達成につけ必要な指導をするものとす（）る。

（指導等）

## 二 北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成に資するため、寒冷地畑作振興地域ごとに、当該寒冷地畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行う者の営農の改善の目標として、その寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に応ずる営農式の例を作成することができる。

## （指導等）

## 三 二この法律は、公布の日から施行する。

## 四 二この法律は、公布の日から施行する。

## 五 二この法律は、公布の日から施行する。

## 六 二この法律は、公布の日から施行する。

## 七 二この法律は、公布の日から施行する。

## 八 二この法律は、公布の日から施行する。

## 九 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十一 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十二 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十三 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十四 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十五 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十六 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十七 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十八 二この法律は、公布の日から施行する。

## 十九 二この法律は、公布の日から施行する。

## 二十 二この法律は、公布の日から施行する。

## 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附則（平成一三年四月一一日法律第二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和五八年三月三一日法律第八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和五九年三月三一日法律第九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第五一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第一九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第二九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三一九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三二九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三一号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三二号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三三号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三四号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三五号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三六号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三七号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三八号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三九号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三〇号）抄

## 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 附則（昭和三九年四月一一日法律第三三一号）抄